

令和 5 年 2 月 28 日

第 19 回

出水市農業委員会定例総会議事録

出水市農業委員会

## 招集日時及び場所

日時 令和5年2月28日  
午後1時30分～午後3時00分  
場所 出水市役所本庁 4階大会議室

## 出欠委員

### (1) 出席委員

#### 農業委員

1番	大城 勝司	7番	山口 安任	13番	犬童 正成
2番	樋口 修	8番	小倉 幸夫	14番	田下 勉
3番	福本 悟	9番	尾道 睦雄	15番	福山 勝也
4番	松元 浩文	10番	大塚 雄二	16番	久野 敏朗
5番	大久保 友恵	11番	松元 重忠		
6番	井町 和夫	12番	花園 ハルエ	18番	澤田 泰之

#### 農地利用最適化推進委員

20番	時吉 大喜	25番	岩元 慎太郎	29番	吉田 直
21番	田中 智彰	26番	内木場 義友	30番	山口 廣喜
22番	中谷 國三	27番	武宮 豊	31番	坂元 敦信
23番	澤田 みね子	28番	外 雅夫		
24番	三原 仁				

### (2) 欠席委員

#### 農業委員

会長 横峯 均 17番 外園 優

## その他出席者

戸崎、浦崎、倉本、大島

## 会議に付した事件

議案第 1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号	農用地利用集積計画について
議案第 3号	農地中間管理権の取得について
議案第 4号	農用地利用配分計画について
議案第 5号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 6号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 7号	農地法第5条事業計画変更申請について
議案第 8号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 9号	非農地判断について
議案第10号	農地取得等に係る下限面積の廃止について

議長 事務局のほうから説明がありましたとおりですので、今日は初めてで大変緊張しております。聞き苦しい点とか分からないところがあったら御指摘いただいて、議事がスムーズに進行しますように御協力のほうよろしく願いいたします。

開会に当たりまして会議の録音をして会議録を作成いたします。会議中に私語のほう、ちょっと多い場面も見受けられますので、会議中はよく審議できるように、私語を慎んでいただいて会議に臨んでいただけたらと考えておりますのでよろしく願いいたします。

では、ただいまから第19回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は17名で定足数に達しております。なお17番〇〇委員と、19番〇〇委員から欠席届が提出されております。また推進委員は全員の出席となっております。会議録署名委員を指名いたします。2番〇〇委員と15番〇〇委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」と言う者あり。)

異議なしということで、会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等(職務代理報告、省略)

合意解約等の報告(事務局報告、省略)

議長 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局及び調査員の説明をお願いいたします。

事務局 (総会資料に基づき申請番号2-1項から申請番号2-8項まで説明)

議長 13番〇〇委員の調査結果の報告をお願いいたします。

13番 13番〇〇です。2月22日、〇〇委員、〇〇推進委員、私、事務局職員で調査審議した結果を報告いたします。

それでは、第2-1、位置図は7ページの左側を御覧ください。

申請地は鶴荘学園の東側になります。

許可後は水稻を耕作されるとのことをごさいます、現地を確認したところ、今、天地返しもされておりまして、きれいな田んぼとして使えるという状況でありました。申請人との関係は知人ということでありました。

それから第2-2、位置図は7ページの右側を御覧ください。

申請地は、ツジテックから南へ約100メートル行ったところにあります。水稻を耕作されるとのことでした。水稻をつくるのに何も問題ないなというふうに、判断をしたところでした。申請人との関係は、友人ということであります。

次に第2-3、位置図は8ページ左側を御覧ください。

申請地は、野田支所から南東へ約1.5キロ行ったところにあります。許可後は水稻を耕作されるということでありました。きれいに耕うんされておりまして何ら問題ないというふうに思ったところでした。申請人との関係は義理の弟さんだそうでございます。

それから第2-4、位置図は8ページ右側を御覧ください。

申請地は、高尾野支所から南へ600メートルぐらい行ったところにあります。そこは野

菜を耕作されるとのことでした。畑として耕うんすれば問題ないだろうというふうに判断をしたところですが、申請人との関係は他人です。

それから第2-4は、11ページにもありますけれども空き家に附属した農地と同じ畑であります。畑にするのに何ら問題ないということで、判断をしたところでございます。

以上、所有権移転第2-1から第2-4、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断をいたしました。

また、空き家に附属した農地の指定については差し支えないと判断をいたしました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

では続きまして、14番〇〇委員をお願いします。

14番 14番〇〇です。調査日時については先ほど報告がありましたので省略します。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について所有権移転の第2-5から第2-8までを報告します。

第2-5は、位置図は9ページ左側を御覧ください。

申請地は、高尾野工業団地から南西へ400メートルほど行ったところであり、許可後はバレイショ等を耕作されるとのことでした。申請人との関係は知人です。位置図に〇〇〇〇番がありますけどこれが本人の宅地ということで、家のすぐそばということでした。

それから第2-6ですが、9ページ右側を御覧ください。

申請地は、広域農道江川野交差点から西へ700メートルほど行ったところですが、許可後は野菜等を耕作されるというようなことで、ちょっと草が生えているぐらいの状態でした。申請人との関係は知人です。

続きまして第2-7、位置図は10ページ左側を御覧ください。

〇〇〇〇番〇というのがありますが、本人が持っているところで、今度〇〇〇〇番〇を所有するというので、この場所自体は、コメリ高尾野店から南へ100メートルほど行ったところであり、許可後は野菜をつくるということでした。申請人との関係は知人です。

続きまして、10ページの右側第2-8ですが、ここの地籍図にありますように、〇〇〇〇番〇という宅地がありますが、これが今度贈与を受けられる〇〇〇さんという人で、〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇を受贈して甘藷等をつくりたいというようなことでした。場所的には出水高校から南へ500メートルほど行ったところであり、申請人との関係は知人です。

以上、所有権の移転第2-5から第2-8は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断をしております。以上です。

議長 ありがとうございます。

事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようでしたら、調査員の報告では所有権移転は全件許可相当、空き家に附属した農地については差し支えないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 ありがとうございます。

では議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、全件許可することと決定

いたします。また、空き家に附属する農地の指定については差し支えないと決定いたします。

議長 続きまして議案第2号農用地利用集積計画についてと議案第3号農地中間管理権の取得について、議案第4号農用地利用配分計画についてを一括して議題といたします。

初めに議事参与の制限に該当する委員さんがいらっしゃいますので、8番〇〇委員、11番〇〇〇〇委員、13番〇〇委員、16番〇〇委員の退席をお願いいたします。

(8番〇〇委員、11番〇〇〇〇委員、13番〇〇委員、16番〇〇委員退室)

議長 では事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (総会資料に基づき申請番号第2-18、第2-19、第2-28、第2-64について説明)

議長 14番〇〇委員、審議結果の報告をお願いいたします。

14番 14番〇〇です。2月22日、さきほど報告した全員で審議した結果を報告いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断をしました。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局及び調査員の説明が終わりました。

御意見御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 質疑等ないようでしたら、調査員の報告どおり適当と決定してもよろしいですか。

(「はい」の声)

議長 ありがとうございます。調査員の報告どおり適当と決定いたします。

入室をお願いします。

(8番〇〇委員、11番〇〇〇〇委員、13番〇〇委員、16番〇〇委員入室)

議長 引き続き事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (総会資料に基づき説明)

議長 それでは13番〇〇委員、審議結果の報告をお願いいたします。

13番 13番〇〇です。ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので適当と判断をいたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。

御意見御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようでしたら調査員の報告では全件適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第2号農用地利用集積計画について、議案第3号農地中間管理権の取得について、及び議案第4号農用地利用配分計画については全件適当と決定いたします。

議長 続きまして議案第5号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (議案第5号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について、除外、第1項の申請内容について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

11番 11番〇〇です。2月24日、〇〇委員と〇〇推進委員、事務局で調査した結果を報告します。申請地は、高尾野町唐笠木、高尾野の南方神社から東へ350mほどに位置した現在は不耕作の畑です。申請面積は一般住宅1棟を建築する敷地面積として499㎡であり、妥当であると思います。

造成については、40センチほど盛土をして利用し、土砂が流出ないようにブロック塀を設置するという予定です。生活雑排水は下水道、雨水については水路に流すということで、農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われま

す。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われま

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では、やむを得ないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第5号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に関わる意見については、やむを得ないと決定いたします。

議長 続きまして、議案第6号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (議案第6号、農地法第4条の規定による許可申請について、第2-1項について説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

9番 はい、9番〇〇です。2月24日、〇〇委員と〇推進委員と、事務局の職員で調査した結果を報告いたします。申請地は、武本、西ノ口にセイカスポーツセンターがあるわけですが、そこから150m、国道328号線沿いのところに位置しております不耕作の田んぼでありまして、既に整地済みで、今ありましたように東屋が建っておりましたので、始末書付きの申請ということでした。なお、敷地内には、大体5.5m×20m、110㎡程度のビニールハウスが建っておりましたが、できた花などは、この許可がおりましたら、公園として来場者へ配布をしたいという夢も持っていらっしゃいました。

申請地は、公園用地として利用する面積としましては、929㎡であり、妥当と思います。造成については、現状のまま利用するということでありましたが、雨の日等がぬかるんだりするということで、多少碎石等を敷きながらですね、進めたいということでありました。既に石垣等も設置はしてありました。そのほか、雨水等の排水路等も、道路の側溝に流すように、設置をされておりました。以上のことから周辺農地への影響はないと思います。

調査の結果、農地区分と転用の目的には、問題がないと思われましたので許可相当と判断

をいたしました。以上です。

議長 事務局、調査員の報告は終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第6号、農地法第4条の許可申請については、許可相当と決定いたします。

議長 続きまして議案第7号、農地法第5条事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (議案第7号、農地法第5条事業計画変更申請について、第2-1項について説明)

議長 事務局の説明が終わりました。〇〇委員、調査の報告をお願いします。

6番 6番〇〇です。2月24日、〇〇委員と〇推進委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。60ページの左の地籍図を御覧ください。

申請地は出水中学校から南西へ200mほどに位置し、既に宅地造成が終わっており周囲はブロックで囲まれておりました。今回の申請は令和3年4月に建築条件付土地で転用許可を受けた場所を一般住宅にする事業です。以前私も令和3年の頃にそこに調査に行った覚えがあります。

生活雑排水は合併浄化槽、雨水は排水路を利用されるそうです。既にもう宅地造成がされて更地になっているところをございました。既に転用許可が出ているこの地籍図のところはもう既に住宅が建っておりまして、申請地の右のほうの〇〇〇〇番とかも既に家が造られているところをございます。周辺は宅地化が進み農地への影響はないと思われま。

調査の結果、事業計画どおり事業が遂行できない理由等は明確であり、事業計画の変更は承認と判断しました。以上です。

議長 続きまして、第2-2項について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (第2-2項について、総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

10番 10番〇〇です。2月24日、午後から〇〇〇〇委員と〇〇推進委員と、事務局職員で調査した結果を報告いたします。

議案7号、農地法第5条事業計画変更について、資料は59ページ、申請番号第2-2項、所有権移転、事変です。地籍図は、60ページ右です。申請地は大野原町、リハシップあいより北へ150m。地番は、この資料では〇〇〇〇-〇。地籍図では、〇〇〇〇-〇となっています。あとで、地番について事務局からの説明を聞きたいと思っています。

資料61ページ、農地法第5条申請第2-2項、所有権移転、地図は64ページ右と同じ申請地で、事変と所有権移転の同時申請です。地図上では、転用許可済みと申請地と転用申請中があります。この土地は、令和3年1月に、建売住宅で転用許可を受けた場所で、建売住宅を計画していましたが、この土地を気に入った買受人が事業を変更して、一般住宅1棟を建てるとのことです。

申請地は造成済みで、地上げがしてあり基礎工事をする前でした。面積は340㎡で妥当だと思われま。生活雑排水は合併浄化槽、雨水は道路側溝へ流すとのこと。周りは住

宅地で、農地は横と前にありますが、耕作してない状態でした。農地への影響はないと思われます。

調査の結果、事業計画どおり事業が遂行できない理由等は明確であり、事業計画の変更は承認と判断しました。以上です。

議長 それでは、まず第2-2項ですが、資料の59ページのほうでは、〇〇〇〇-〇になっているのですが、地籍図上では、〇〇〇〇-〇のように見えるということで、どちらが正しいのか事務局のほうから回答をお願いします。

事務局 はい、ここはちょっと見にくいですが、もともと〇〇〇〇-〇と〇〇〇〇と〇〇〇〇-〇という3筆ございまして、まず、60ページの地籍図を見ていただきたいのですが、転用許可済みってなったところが、1番先に分筆をされて、ここには既に家が建っております。

今回、申請地の右側ですが、今年の6月総会ぐらい、今回申請以前の建売住宅での許可申請のときに、〇〇〇〇-〇と〇〇〇〇の一部と〇〇〇〇-〇の一部ということで、申請がなされて、許可をもらった後、この3筆合筆して〇〇〇〇-〇という地番が振られております。

地図システムにつきましては、法務局が修正して、税務課の地図システムを修正して、最終的に、農業委員会の地図システムが修正されるということになっています。それが1年に1回程度しか地図システムの移動ができないということがございまして、このような事態になっております。左の方の地籍図も、〇〇〇〇の本番しかないのですが、ここも区割りが7区画分かれておりまして、今回のところは〇〇〇〇-〇ということになっています。

農業委員会の地図システムが、法務局の地籍図よりも遅れて改修されるものですから、今回のこういった事態になっております。

なお、申請地番につきましては、登記簿謄本をつけていただきますので、今回の申請地番は〇〇〇〇-〇ということになります。

議長 事務局の説明が終わりました。〇〇委員よろしいでしょうか。

10番 はい、分かりました。そのとき聞けばよかったですけど、明確に分かりました。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では全件承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第7号、農地法第5条事業計画変更申請については、全件承認と決定いたします。

議長 続きまして、議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。第2-1項から、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請について、第2-1項を総会資料により説明。)

議長 事務局の説明が終わりました。〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

6番 はい、6番〇〇です。議案第8号農地法第5条許可申請について。調査日時等は先ほど説明しましたので、省略いたします。61ページ第2-1項です。64ページの左の地籍図を御覧ください。



申請地は下知識町、特産館いずみの北側に位置し、現在、不耕作の田です。申請地の北側は、既にガソリンスタンド、セブンイレブンが建っております。そして、申請地の右側、雑種地と書いてありますが、ここはヒラヤマの車両が置いてある場所であり、埋立てがなされているところでございます。

申請面積は、建設機械教習施設を設置する敷地面積としまして4, 259㎡であり妥当と思われる。造成については60cmから80cm程度の盛土を行い、周囲はL型よう壁を設置する予定だそうです。表面は砂利舗装されるそうです。排水路については、今、現在申請地の右側に雑種地の間に排水路が通っていて、地籍図の上の方のスタンドがある方向に排水がなされておりますが、その排水路を変更してですね、同じ大きさの排水路を、申請地の下の右側の〇〇〇-〇宅地とありますが、そこから、下のほうを通ってですね、申請地の横の左側を通ってスタンドのほうに、排水路を造り直すということです。これは、市と協議が進んでおりまして対等な排水路を造るということで、市と協議がなされているそうです。雨水に対しては、排水路へ流すということですが、排水路の横は斜面にコンクリート吹付けして、水が流れやすいようにされるということでもございました。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題ないので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、第2-2項について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (第2-2項について、総会資料により説明。)

議長 〇〇委員、報告をお願いいたします。

10番 10番〇〇です。調査日時等は先ほど報告いたしましたので省略します。

議案第8号、農地法第5条許可申請について、申請番号第2-2項については、59ページ、農地法第5条事業計画変更申請についての、第2-2項で説明しましたので省略します。許可相当と判断しました。

議長 続きまして、第2-3項について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (第2-3項について、総会資料により説明。)

議長 〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

9番 はい、9番〇〇です。調査日等については先ほど言いましたので省略させていただきます。

地籍図は、65ページ左側になります。

申請地は麓町、出水小学校から南へ150mほどのところに位置しておりまして、現在不耕作地です。この地籍図から見ますと、上のほうが出水小学校になるところであります。先ほど事務局より言われましたが、申請面積は、一般住宅1棟建てる敷地面積として556㎡、一般住宅の基準より超えておりますが、隣接地との高低差が、2.5m以上とあるということで、地籍図の〇〇〇〇、〇〇〇〇-〇の宅地との段差が大きかったです。その事も含めて、5m以上離さなければならないということで理由書が添付されておりました。

造成につきましては、申請地の〇〇〇〇番、畑につきましてはですね、若干高くなっておりまして、やはり切土をして入口をつくるというようなことになりますので、80cm程度削って、入口として利用されるということでもあります。

切土の処理について、お伺いしてその辺りのところについてもかなりの量になりますので、どうするかというようなことを報告を求めています。生活雑排水は下水道、雨水等につ

きましてはですね、この図面で言いますと、申請地の上に向かって独自の排水路を40m程度新設して、道路の側溝及び下水道に流すというようなことであります。周辺農地への影響はないと思われました。

調査の結果、農地区分と転用目的には問題がないと思われまますので、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長 続きまして、第2-4項について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (第2-4項について、総会資料により説明。)

議長 事務局の説明が終わりました。〇〇委員、報告をお願いいたします。

9番

9番、〇〇です。申請地は上鯖淵、東出水小学校から南へ180mほど行ったところで、国道447、大口方面に向かう道路の下のあたりになるかと思えます。

申請面積としましては、一般住宅1棟を建設する敷地面積としまして、一体利用地の宅地が120㎡程度入っておりましたが、全体で299.8㎡ということでもありますので、妥当と思われまます。造成につきましては、この囲まれている道路から多少低いところもございましたので、40cm程度の盛土を行って境界にはブロックを設置するということでもありました。

生活雑排水等については下水道、雨水につきましては道路側溝へ流すというようなことでございまます。周辺農地への影響はないと思われまます。

調査の結果、農地区分と転用目的には問題がないと思われまますので、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長 続きまして、第2-5項について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (第2-5項について、総会資料により説明。)

議長 〇〇委員、報告をお願いいたします。

10番

10番〇〇です。調査日時等は先ほど報告いたしましたので省略しまます。

議案第8号、農地法第5条について、申請番号第2-5項、資料は62ページ、地籍図は66ページ左です。

申請地は、下鯖町、米ノ津運動公園南側に位置し、現在は不耕作の畑ですが、除草はしてありました。申請面積は、土地の中央に共有の道路をつくり、左に3区画の内1区画に建売住宅1棟を建築し、左の2区画、右の2区画には、建築条件付土地として販売されるとのことでした。敷地面積は1,704㎡であり、妥当と思われまます。造成については市道の高さに合うように、20cmから40cm程度、切り盛りして、隣接地境界には新たにブロック塀を新設する予定とのことでした。

生活排水は下水道、雨水は道路側溝に流すとのことでした。周りは宅地と運動公園で、周辺農地への影響はないものと思われまます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題ないので、許可相当と判断しまました。以上です。

議長 続きまして、第2-6項について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (第2-6項について、総会資料により説明。)

議長 〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

6番

6番〇〇です。先ほど調査日時等は発表しまましたので省略しまます。

第2-6項については、先ほど事務局のほうから説明がありましたように、59ページ、農地法第5条事業計画変更申請についての、第2-1項で説明しまましたので省略しまます。

審議の結果、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 では次に第2-101項について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (第2-101項について、総会資料により説明。)

議長 ○○○委員、報告をお願いいたします。

11番 11番○○です。第2-101項については55ページ、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について第1項で説明しましたので省略します。

審議の結果、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局、調査員の報告が終わりました。

御意見、御質問をお受けいたします。

○○委員。

8番 8番○○です。聞き逃したかもしれませんので、改めて確認のために質問させていただきます。第2-1項です。

以前にも排水路のことで、問題になったことが何回かあるのですがけれども、この排水計画をどうされるのか、申請地が埋め立てられて目的どおりに使用された場合、この排水はどうなされるのか、そのところをもう1回お聞かせください。

議長 調査員の○○さんのほうからお願いします。

6番 先ほど説明もしたと思うのですが、申請地の右側の雑種地3筆を現在ヒラヤマさんが、埋立て車両を置いてある土地があるのですが、現在は、その土地と申請地の間に排水路が通っていて、上のほうに行けば、ガソリンスタンドがあって、その横を左に曲がって排水がなされています。そしてまたガソリンスタンドには、独自の排水がありました。その排水路を、雑種地の下にあるところの宅地、お菓子屋さんがあります。そこから排水路を切ってですね、下のほうから、左に回って、申請地左側のほうに新たに排水路をつくり替える計画があり、市と現在の排水路と同等の排水路を設置するという計画協議がなされているということです。

同等の排水路を設置し、現在の排水路は埋立て、L型よう壁を設置し、排水しやすいように横斜めにコンクリートで舗装にして、セブンイレブンのところと同じようにつくるということで、一応の説明を受けております。

議長 ○○委員よろしいでしょうか。

8番 8番○○です。ただですね、県道の下の部分の排水を拡幅しなければ、どうしても今のような、計画がスムーズに進まないというところがありますし、思い通りの排出はできないと思います。そのあたりのところは、委員会のほうで常々確認をしていただきたいなと思います。

議長 ありがとうございます。事務局のほうから補足をお願いします。

事務局 はい、排水計画については、国道のところの排水の抜けが悪いので、今年度は国道に向かって右側のところの排水管の整備工事をしていると思います。それが、来年度から今年度とは反対側の排水管の整備工事を、都市計画課で計画をされているようです。以上です。

議長 ○○委員よろしいでしょうか。

8番 了解しました。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では、全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第8号、農地法第5条の許可申請につきましては、全件許可相当と決定いたします。

議長 続きまして、議案第9号非農地判断についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (議案第9号、非農地判断について、第2-1項について説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

11番 11番〇〇です。申請地は、高尾野町下高尾野、本城集落自治公民館から南へ300m、及び内野々下集落自治公民館から北へ500mに位置している不耕作の畑で、現場はもうほとんど山林化になっていましたので、もうこれをどうしようもすることはできないと思われ、農地への復元困難です。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、第2-2項について事務局の説明をお願いします。

事務局 (第2-2項について総会資料により説明)

議長 〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

10番 10番〇〇です。調査日時等は先ほど報告いたしましたので省略します。

議案第9号、非農地判断について、申請番号第2-2項。資料は68ページ、地図は72ページです。申請地、高尾野町江内、平坊自治公民館から北へ430mに位置し、不耕作の農地です。

申請地には、既に牛舎が建っており、平成元年5月29日に、間口7m、長さ100m。牛舎3棟、3,315㎡は5条申請して牛舎にしてありました。今、230頭を飼育しているということです。10,524㎡の21筆の非農地とのことです。周囲の状況から見て、申請どおり、年月が経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続きまして、第2-3項について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (第2-3項について総会資料により説明)

議長 〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

6番 はい、6番〇〇です。第2-3項です。調査日時等は先ほど報告しましたので省略いたします。73ページの左側、地籍図を御覧ください。

申請地は、上鯖淵東出水保育園から北へ400mに位置し、不耕作の畑です。現場は山林化しており周囲の状況から見ても申請どおり年月が経過していると思われ、農地の復元は困難だと思います。農地自体に栗の木とか梅の木とか、もう年月が経って生い茂っております。そして申請地の上の方から竹も走ってきて、復元は困難な状態になっていると思われ、

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 調査員の報告は終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では全件承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第9号、非農地判断については、全件承認と決定いたします。

議長 議案第10号農地取得等に関わる下限面積の廃止について、説明をお願いいたします。

事務局 はい、御説明申し上げます。

本日お配りした、ホッチキス留めの2枚のものになります。

農地取得に係る下限面積の廃止についてということで、農業委員会での決定を求めたいということでお出ししております。読み上げますが、平成29年10月1日付で公示した、改正前農地法第3条第2項第5号、農地法施行規則第17条第1項及び第2項の規定に基づき定めた区域及び面積は廃止するというので、廃止の理由といたしまして、今般農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条の規定により農地法第3条第2項第5号が削除され、下限面積の要件が廃止されたためということです。都府県については50アール、別段の面積を定めた場合はその面積ということで、出水市においては全域30アール。空き家に附属する農地につきましては1㎡ということで別段面積を設定していますが、その部分が削除されたということで、今回廃止ということで決定をお願いすることになりました。適用は令和5年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。何か御質問御意見があったらお願いいたします。

(「なし」の声)

議長 それでは議案第10号農地取得に関わる下限面積の廃止については決定をいたします。4月1日からの適用ということになりますので、4月の総会での許可のものについては、新しい改正農地法の適用となりますので、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。今度こそ、全てが終わりました。皆さんのおかげでスムーズに議事が進行できましてありがとうございました。

ではその他について、皆様から何かございませんでしょうか。

なければ事務局のほうから何かございますか。

(その他)

事務局 それでは、その他の項目に入ります。

事務局のほうから何点か、お願いお知らせ等がございますので、よろしくをお願いいたします。先月、農作業賃金等の標準額ということで皆様にお諮りしたと思います。

3月の広報のほうも御自宅に届いてる方見られたかと思えますけれども、広報のほうに3月号に載せてございます。皆様のほうにお配りしたのが先月審議いただいて、税込と税抜、両方を並列して記載してあります。こちらのほうは、広報は紙面の関係で税込のほうしか載っていないんですけれども、そこにQRコードのほうを張りつけたりそこをクリックするとこの総会の終了後に、新しいこちらの税込、税抜の表が出てくるようになります。

こちらのほうで特に問題がなければ、この後、すぐにホームページのほうにアップをさせ

ていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

議長 はい、それでは特にないようですのでこのまま、令和4年度と5年度、両方、比べるということもありますので、載せていきたいと思います。

議長 はい、では第19回出水市農業委員会定例総会のほうは閉会いたします。皆さんありがとうございました。また3時15分から、農政課のほうから説明がありますのでまた集まってください。よろしく申し上げます。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印